



“持続可能な養老のまちづくり”

近年、排出されるごみの量が増えています。ごみの量を減らすために自分でできることから始めましょう。はじめからごみとして生産されるものはありません。誰かがごみだと思った瞬間からごみとなります。「自分でお金を出して買ったのだからいいだろう」とまだ着ることができる服を平気で捨てたり、食べ残しをしたりなどといった、私たちの日々の選択が地球環境に大きな影響を与えます。

暮らしのルール・行動のヒント

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ①今、本当に必要なものか立ち止まって考える | ⑤可能なものは再利用する(中古品など) |
| ②ビニール袋などをすぐにもらわない | ⑥違うものとして再生する(アップサイクル) |
| ③使用量を見直す(洗剤、シャンプー、リンスなど) | ⑦再資源化する |
| ④可能なら修理して、長く使う | ⑧物に対する敬意、生産者を尊敬する |

消費する量を減らす、長く大事に使うといったことを心掛けましょう。自分の行動が与える影響に責任を持ち、しっかり考えて行動しましょう。私たち人間の生活による影響を受け、気象災害は過去50年間で5倍にも増加しています。これからの私たちの生活ぶりが今後の地球環境を変えていきます。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386
住民環境課 ☎32-1104

町税などは納期限までに納めましょう！

町では、皆さまから納めていただく町税などを大切な財源として、福祉・教育をはじめとする日常生活を支える身近な行政サービスを行っています。

町税などを納め忘れると「滞納」となり、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。町税などは納期限までに納付してください。

■納期限を経過すると・・・

【督促手数料や延滞金について】

法律の定めによって、納期限から20日以内に督促状が発送され、督促手数料100円が加算されます。また、納期限の翌日からは、滞納する本税などが完納するまでの間延滞金が増加され、納付が遅れるほど増額します。

【各金融機関窓口での納付について】

各金融機関窓口にて納期限を経過した納付書を使用した場合、原則として納付書に記載された金額のみ収納されます。納付日までに加算された督促手数料および延滞金については、別途担当課にて納付書を発行しますので、早めにご連絡ください。

なお、延滞金も法令などにより納付が義務付けられており、延滞金だけが未納の場合でも、滞納処分の対象となります。

問 税務課 徴収推進室 ☎32-5091
健康福祉課 ☎32-1105
水道課 ☎32-5082

里親を知る会(個別相談会)の開催について

県では、生みの親の事故や病気、離婚などにより家庭で暮らせなくなった子どもたちを児童福祉法に基づき、親に代わって養育する里親を募集しています。

里親登録についての関心がある人を対象とした個別相談会を開催します。参加を希望する場合は、西濃子ども相談センターへ電話にてご予約ください。(1世帯30分程度)

日 時 4月26日(水) 14時～16時まで

場 所 西濃子ども相談センター

問 西濃子ども相談センター ☎78-4838
子ども課 ☎32-5078